

法 令 名	河 川 法 〔 昭和39. 7. 10. 法 律 第167号 改正 平成29. 5. 19. 法 律 第31号 〕
制 度 の 趣 旨	この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。(法第1条)
指 定 区 域	(1) 河川区域 ア 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域（法第6条第1項第1号） イ 河川管理施設（ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するもの）の敷地である土地の区域（法第6条第1項第2号） ウ 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。）の区域のうち、法第6条第1項第1号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域（法第6条第1項第3号） (2) 河川保全区域 河岸又は河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するため必要があると河川管理者が認め、河川区域（第五十八条の二第一項の規定により指定したものを除く。）に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定した区域（法第54条第1項） (3) 河川予定地 河川工事を施行するため必要があると河川管理者が認め、河川工事の施行により新たに河川区域（第五十八条の二第一項の規定により指定するものを除く。）内の土地となるべき土地を河川予定地として指定した区域（法第56条第1項） (4) 河川立体区域（法第58条の2第1項） (5) 河川保全立体区域（法第58条の3第1項） (6) 河川予定立体区域（法第58条の5第1項）
規 制 等 内 容	(1) 河川区域内での次のような行為は国土交通省令で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない。 ア 流水の占用（法第23条）、イ 土地の占用（法第24条）、ウ 土石等の採取（法第25条）、エ 工作物の新築等（法第26条）、オ 土地の掘削等（法第27条）、カ 竹木の流送等（法第28条）、キ 河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為（法第29条） (2) 河川保全区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない（法第55条） ア 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（同条第1項第1号） イ 工作物の新築又は改築（同条第1項第2号） (3) 河川予定地内において次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない。（法第57条） ア 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（同条第1項第1号） イ 工作物の新築又は改築（同条第1項第2号） (4) 河川立体区域（法第58条の2第1項） (1) に同じ (5) 河川保全立体区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない。（法第58条の4） ア 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（同条第1項第1号） イ 工作物の新築、改築又は除却（同条第1項第2号） ウ 載荷量が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積（同条第1項第3号） (6) 河川予定立体区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない。（法第58条の6） ア 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為（同条第1項第1号） イ 工作物の新築又は改築（同条第1項第2号）
許 可 基 準	河川敷地占用許可準則、工作物設置許可基準、河川管理施設等構造令等による
許 可 手 続	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[総合県民局 東部県土整備局] B -- 通知（許可、不許可） --> A </pre>
照 会 先	県土整備部河川整備課 管理担当 (088-621-2571) 県土整備部流域水管理課 水管理担当 (088-621-2626)